

茨城労働局発表
令和7年1月31日(金)

【照会先】

茨城労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 狩野 直美
労働衛生専門官 深津 直哉
(直通電話) 029-224-6215

2月は化学物質管理強調月間です

～化学物質管理活動の定着を図るため新たに創設～

茨城労働局(局長 澤口 浩司)では、令和7年2月1日から2月28日までの期間を化学物質管理強調月間(以下「強調月間」といいます。)として、化学物質管理活動の実施を呼びかけます。

強調月間は、職場における化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、令和6年度から新たに創設されました。

化学物質による休業4日以上労働災害をみると、特定化学物質障害予防規則等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占める状況となっています。

これらの物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくりスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度が新たに導入されました。

関係する事業場においては、強調月間を契機とした化学物質管理活動の実施をお願いします。

スローガン

「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」

事業場の実施事項

- (ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」といいます。）等による危険有害性等の確認
- (イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
 - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
 - b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - c ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - e 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
 - h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
- (エ) 化学物質管理者の選任状況の確認
- (オ) 日常の化学物質管理の総点検
- (カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- (キ) スローガン等の掲示
- (ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

(ケ)化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

資料 3 - 1 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

2月は「化学物質管理強調月間」です

化学物質は、第三次産業を含めた幅広い業種で取扱われているところ、ばく露による労働災害を防止するために、適切な管理が重要です。



化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

がつかない場合は、[解説](#) やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

<p>事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（R A）対象物であるかを把握していますか。</p>	
<p>解説 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。</p> <p>令和6年4月1日時点のR A対象物はこちらのリストをご覧ください。</p> <p>また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。</p> <p>労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質一覧</p>	<p>R6.4.1 時点</p>  <p>R7, R8 追加分</p> 
<p>化学物質管理者を選任していますか。</p>	
<p>解説 令和6年4月1日からR A対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。</p> <p>化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。</p> <p>化学物質管理者の選任については、以下のQ&Aの10ページに記載のNo.2-1-1, 2-2-2をご確認ください。</p> <p>化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A</p>	
<p>R Aを実施していますか。</p>	
<p>解説 リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。</p> <p>下のQ&Aも参照してください。</p> <p>Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。</p> <p>Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</p> <p>厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の  に  をつけてください。</p> <p>建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル</p>	<p>Q&A</p>  <p>マニュアル</p> 

<p>R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。</p>	
<p>解説 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。</p> <p>下のQ&Aも参照してください。</p> <p>Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。</p> <p>Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。</p> <p>のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の  に  をつけてください。</p>	
<p>安全データシート(SDS)とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。</p>	
<p>解説 化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。</p> <p>下のQ&Aも参照してください。</p> <p>Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。</p> <p>Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</p> <p></p>	
<p>(保護具を使用している場合)</p> <p>保護具着用管理責任者を選任していますか。</p>	
<p>解説 保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&Aの11ページ以降に記載のNo.2-2-1,2-2-2をご確認ください。</p> <p>化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A</p> <p></p>	
<p>(化学物質の譲渡・提供を行っている場合)</p> <p>ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。</p>	
<p>解説 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。</p> <p>下のQ&Aも参照してください。</p> <p>Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。</p> <p>Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。</p> <p></p>	